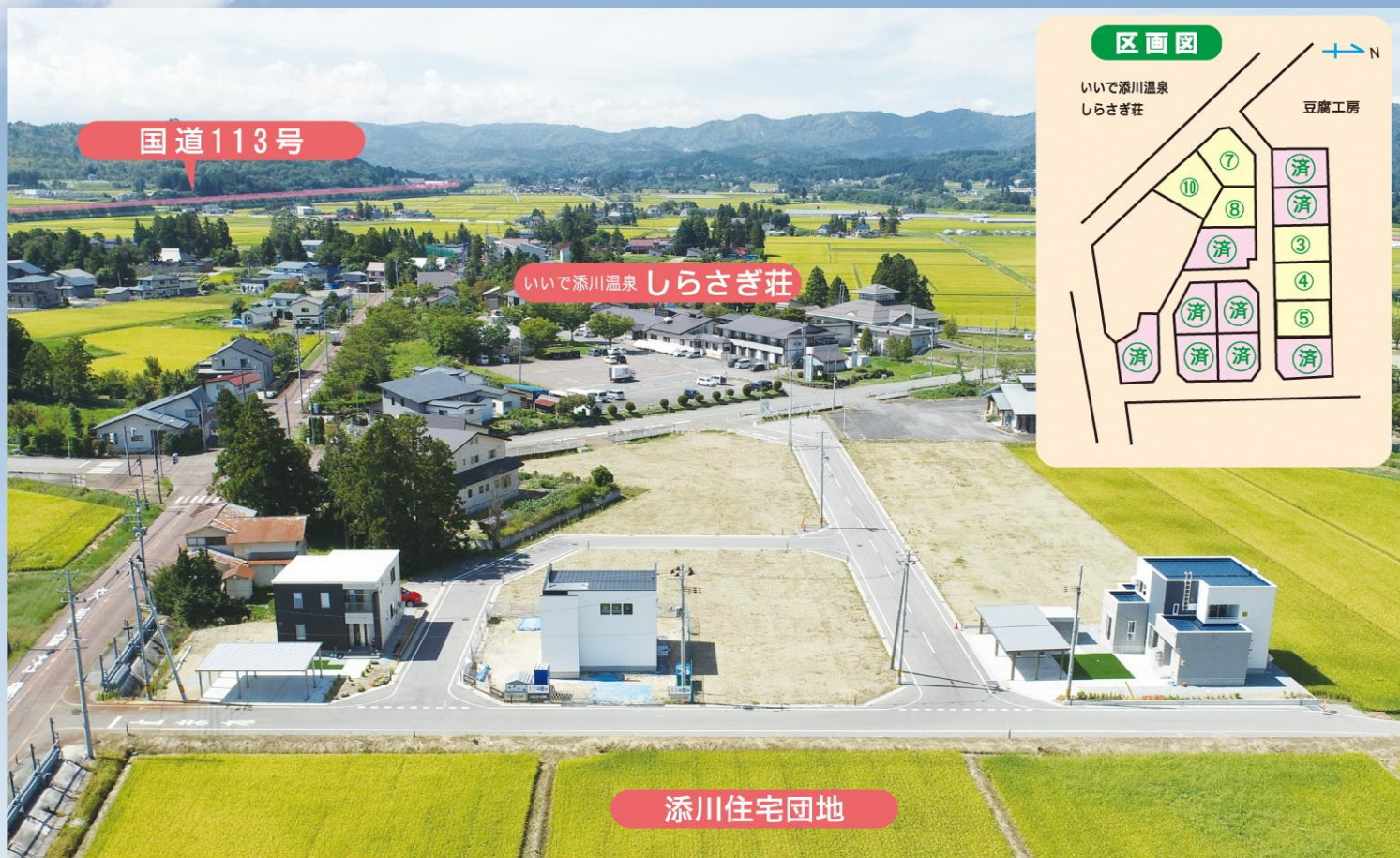


残り6区画!

添川住宅団地

驚きの単価! 温泉が目の前!
国道113号すぐそば! 置賜地域の各市町へ30分圏内

土地売買契約を締結された方に「しらさぎ荘」入浴券を進呈します。



No	面積	坪数	分譲価格	平米単価	No	面積	坪数	分譲価格	平米単価
3	399.67㎡	120.90坪	4,676,139円	11,700円	7	431.28㎡	130.46坪	4,700,952円	10,900円
4	399.71㎡	120.91坪	4,676,607円	11,700円	8	330.82㎡	100.07坪	3,308,200円	10,000円
5	399.52㎡	120.85坪	4,674,384円	11,700円	10	503.03㎡	152.17坪	5,483,027円	10,900円

※裏面の「分譲に関する留意事項」を承諾の上、お申し込みください。

※令和6年4月1日現在の数値です。面積及び分譲価格は変更する場合がありますので、ご了承ください。

【概要】

- 所在地／飯豊町大字添川字東山二
- 地目／宅地
- 交通／羽前椿駅まで3.5km
今泉駅まで5.5km
赤湯駅まで15km
- 学区／添川小学校・飯豊中学校
- ガス／個別プロパン
- 水道／上水道
- 排水／下水道（農業集落排水）
- 区域／都市計画区域外



◆申込・問合せ先／飯豊町土地開発公社事務局：飯豊町大字椿2888番地（役場 地域整備課内）
TEL 0238-87-0882 / FAX 0238-72-3827
E-mail i-jutaku@town.iide.yamagata.jp

添川住宅団地 分譲に関する留意事項

【分譲の条件】

- *分譲地は、原則として自己用住宅または住宅を主とする併用住宅に限ります。
- *分譲契約後3年以内に住宅建築に着手し、自ら定住するものとします。
- *住宅は、道路との境界から2m以上（道路に隣接する車庫を除く）、その他の境界からは1.5m以上離して建築してください。
- *建ぺい率70%・容積率100%以内での建物建築とします。
- *分譲は、1人1区画とします。
- *分譲契約後10年間は他人への転売はできません。
- *土地売買契約の締結と併せて「添川住宅団地まちづくり協定書」を締結していただきます。

【分譲代金等のお支払い】

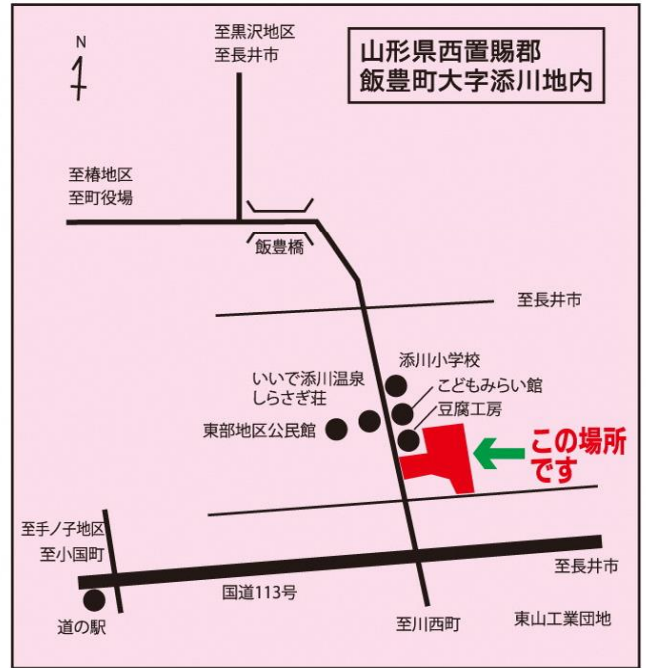
- *契約時に契約金として、分譲代金の1割（1万円未満は切捨て）をお支払いいただきます。その後6ヶ月以内に残金をお支払いいただきます。
- *土地代金のほか1区画あたり一律で下水道工事分担金30万円をお支払いいただきます。

【所有権の移転】

- *分譲代金完納を確認後、手続きをいたします。

【その他】

- *必ず現地をご確認の上で、お申込みください。
- *広告の各区画の面積・金額は、若干増減する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。



「添川住宅団地であなたの夢の実現のために」飯豊町で住宅を取得すると様々な助成金等を受けることができます。

①「住宅取得奨励金」最大130万円

町内への定住の意思を有して住宅を新築された方に奨励金を贈呈します。

②「フラット35」金利引き下げ

飯豊で幸せになる条例「住宅取得奨励金」に該当される方については、「フラット35地域連携型」で、当初10年間、年0.25%の金利引き下げを受けることができます。



③県産認証材利用助成金 最大15万円

構造材の75%以上に県産木材を使用した住宅を新築される方に最大15万円が交付されます。



④木材製品利用住宅建築 奨励助成金 最大50万円

町内建築業者により町・県産木材を全部又は一部使用して新築される方に対象経費の1/2もしくは最大50万円が交付されます。



⑤山形県補助情報 山形県住宅情報総合サイト【タテッカーナ】

山形県では、住宅を新築する際にタイプごとに補助金を交付しています。 ※交付数に限りがあります。



「愛情いっぱい飯豊町の子育て応援事業」飯豊町では子育て支援制度も充実しています。

- 1 すこやか出産祝…お子様を出産された場合、お祝金5万円と祝い品(商品券5万円分)を贈呈します。
- 2 めざまっ子入学祝金…お子様が小学校・中学校への入学時、及び中学校の卒業時に1万円の商品券を贈呈します。
- 3 子どもの医療費はすべて無料…18歳になった年度末までの医療費がすべて無料。入院時の食事負担金も給付します。
- 4 町営学習教室「いいで希望塾」…町営の学習塾です。対象は中学生。英語と数学の講義が無料で受講できます。(テキスト代別)。
- 5 保育料軽減…第3子以降は保育料や給食費が無料。3歳未満児の方できょうだいが同時に入園している場合は下のお子さんの保育料が1/3になります。
- 6 放課後学童クラブ…小学生を対象に、町内2施設で学童クラブを実施しています。

※令和6年4月1日現在の制度です。

定住促進・子育て支援事業

